

セントビンセント及びセントルシア入国に際する検疫措置の実施

2月24日、セントビンセント保健省は新型コロナウイルス関連情報を更新し、2月21日より、中国本土からの渡航者に加え、日本、香港、シンガポール、マカオ、韓国からの渡航者についても、入国後14日間の検疫措置を行う旨発表しました。

また、2月25日、セントルシア保健省等は、2月26日より、中国本土からの渡航者に加え、同国への入国時過去14日以内に、日本、香港、シンガポール、韓国、イタリアへの渡航歴がある者に対し、入国後14日間の検疫措置を行う旨発表しました。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

【新型コロナウイルスに関する参考情報】

① セントビンセント保健省

<http://health.gov.vc/health/index.php>

② セントルシア政府

<http://www.govt.lc/>

③ 新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知ってこう～ (首相官邸)

https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html?fbclid=IwAR0mGSg0pcogc98Hb_syWiBaBG1-NVfu6sy15gcDhYjjpMSw4IzL-sG4JII

④ 新型コロナウイルス感染症に関する情報リンク (厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

⑤ 各都道府県の帰国者・接触者相談センター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

【問い合わせ先】

在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号 1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail : ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、ドミニカ国、セントビンセント、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア・バーブーダ、セントルシア、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。